

第23回審議会における委員のご意見について

No.	委員の主な意見	検討案
【資料2】屋外広告物の規格基準等の見直しについて		
1	<p>【地域区分について】</p> <p>エリアを分けて基準を変えるのであれば緩和するところ、厳しくなるところの考え方や、現行の基準と比較して、実際に少なすぎるのか逆に多すぎるのか、必要性をきちんと提案すること。</p>	<p>〈資料2に掲載〉</p> <p>地域別の景観誘導の考え方及び規格基準について、資料2の5ページから12ページに掲載しています。</p>
2	<p>【景観形成地区との関係について】</p> <p>地域別の規格基準をチェックするため、見直しの基準と都市景観形成地区の基準の比較一覧表を示すこと。</p>	<p>〈別紙比較表参照〉</p> <p>都市景観形成地区と見直し基準の比較表(別紙)を作成しました。</p>
3	<p>【空港周辺の地域区分について】</p> <p>空港地域について、月隈等の周辺は緑や道路であり、ひとくりに地域を指定することには違和感がある。賑わいということであれば国内線・国際線ターミナルのある場所に限定するべきではないのか。</p>	<p>〈資料修正〉</p> <p>空港地域については空港内及び国内線・国際線ターミナルの周辺に限定するよう資料2の4ページ地域区分図を修正しました。</p>
4	<p>【市街化調整区域の規格について】</p> <p>市街化調整区域においては、景観保護のために広告物の掲出を極力抑えるとあるが、郊外に人を呼びこみたいと思っている人もいる。飲食店等の看板や道案内等の規模を制限するのはいかがなものかと考える。</p>	<p>〈対応, 資料修正〉</p> <p>・市街化調整区域では、都市計画法において指定される「大規模流通業務施設指定区域」(※1)に係る場合は「商業・沿道系地域」とみなし、「沿道サービス施設指定路線」(※2)に係る場合は「住居系地域」とみなして規格基準を適用します。資料2の3ページ、「対象地域」に追記しています。</p> <p>・なお、自然・低層住居系地域は、山並み、田園などの自然環境や閑静な居住環境との調和を阻害しない景観保護をめざしていることから、屋外広告物の掲出は極力抑える方向で基準を設定しており、面積は10㎡以下(※)としています。</p> <p>(※自家用広告物で許可申請を必要としない面積)</p>
5	<p>【障がい者への配慮について】</p> <p>福祉のまちづくり条例との連携も図りながら、地上から広告物下端までの高さや点字ブロックとの離隔など、身体あるいは視覚に障がいのある方にとっても安全に配慮された基準を盛り込むべきではないか。</p>	<p>〈資料2に掲載〉</p> <p>ご指摘を踏まえ、広告物の高さや点字ブロックに関する規格基準を共通事項として資料2の13ページに記載しました。</p>

No.	委員の主な意見	検討案
その他		
6	<p>【屋外広告物の展望について】 屋外広告物に関する展望などについて広告代理店にヒアリングしてみるのも有用ではないか。</p>	<p>〈実施済〉 広告代理店の方に屋外広告物についての近況や展望をうかがった。(1社3名の方の参考意見です)</p> <p>・スマートフォンや通信販売などの普及により、屋外広告市場は厳しい状況にある。</p> <p>・広告主が求める費用対効果を上げるには、多くの人に認知される手法、場所が必要である。渡辺通、博多口は広告枠が空くことなく掲出されてニーズが高い。中洲ではニーズが低く表示面のない看板が多くみられるようになった。</p> <p>・LEDビジョンなどの動画広告は、屋外で人が移動している状況では広告効果が弱いため、屋外広告としてはあまり拡がって行かないのではないか。</p>
7	<p>【許可証票シールについて】 無許可広告物の改善策として、許可を得ている広告物がわかるようにシールを貼付する等の方法が考えられる。</p>	<p>〈今後検討〉 条例第12条に、“許可を受けた者はその広告物に許可証票を張り付けること”になっているが、実際は張り付けられていない場合が多い。貼付後の状況を確認するなど、今後、改善に向けて方策を検討します。</p>

※1 「大規模流通業務施設指定区域」は、市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた区域で、物流総合効率化法による特定流通業務の施設及び倉庫のための開発行為を許容するもの。

【指定区域(平成19年11月現在)】

- ・東区蒲田2, 3, 4丁目(県道福岡直方線沿い、福岡インターチェンジ周辺)
- ・博多区大井2丁目、空港前1丁目(県道別府比恵線)
- ・博多区西月隈1, 2, 3丁目、大字下月隈、上月隈、立花寺(国道3号、県道福岡東環状線)
- ・博多区大字堅粕、吉塚8丁目(国道3号)
- ・博多区榎田1, 2丁目(福岡都市高速道路榎田インターチェンジ周辺)

※2 「沿道サービス施設指定路線」は、市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等の開発・建築許可を受けた場合に適用します。

【指定路線(平成19年11月現在)】

路線名	主な地域	路線名	主な地域
県道志賀島循環線	東区志賀島	国道263号	早良区石釜、曲淵
県道志賀島和白線	東区海の中道	県道内野次郎丸弥生線	早良区田村
県道湊塩浜線	東区三苦	国道202号	西区橋本
国道3号	東区上和白	県道周船寺有田線	西区橋本
県道福岡直方線	東区蒲田	市道野方金武線	西区羽根戸
国道3号	博多区西月隈	県道大野城二丈線	西区金武
県道福岡空港線	博多区月隈	市道千代今宿線	西区生の松原
県道水城下白井線	博多区月隈	国道202号	西区女原、徳永
県道福岡東環状線	博多区立花寺	県道福岡志摩線	西区田尻
県道入部中原停車場線	早良区内野	県道福岡志摩前原線	西区今津、宮浦、西浦
県道福岡早良大野城線	早良区西入部、小笠木		